

平内町役場庁舎整備事業
設計・建設工事請負契約書（案）

令和 6 年 6 月

平内町

平内町役場庁舎整備事業
設計・建設工事請負契約書（案）

- 1 業務名 平内町役場庁舎整備事業
- 2 業務場所 青森県東津軽郡平内町大字沼館字家岸 25- 1 他
- 3 業務期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
- 4 契約代金額 金●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円)
ただし、上記金額に、この契約に定める方法による金利変更、物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額はこの契約に定めるところによる。
- 5 支払方法 第 42 条の定めるところによる。
- 6 契約保証金 第 4 条の定めるところによる。

平内町役場庁舎整備事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である平内町（以下「発注者」という。）が受注者である●●（以下「受注者」という。）を設立した優先交渉権者との間で締結した基本協定書（以下「基本協定」という。）第 5 条第 1 項の定めるところに従い、上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な設計・建設工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、この契約においては、次の特約条項を付して仮契約を締結し、この契約についての平内町議会の議決をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

この契約は、平内町議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、否決された場合には締結されなかったものとする。

令和●年●月●日

発注者（町） 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63
平内町
町長 船橋茂久

受注者（事業者）

所 在 地
商 号
代表者氏名

目次

第 1 条	(総則)	1
第 2 条	(関連工事の調整)	2
第 3 条	(契約金額内訳書及び業務工程表)	2
第 4 条	(契約の保証)	2
第 5 条	(権利義務の譲渡等)	3
第 6 条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	3
第 7 条	(下請負人等の選定)	3
第 8 条	(下請負人等の通知)	3
第 9 条	(受注者の契約の相手方となる下請負人等の健康保険等加入義務等)	3
第 10 条	(特許権等の使用)	4
第 10 条の 2	(著作権の譲渡等)	4
第 11 条	(監督職員)	5
第 12 条	(統括管理技術者)	5
第 13 条	(管理技術者)	6
第 14 条	(現場代理人及び主任技術者等)	6
第 15 条	(履行報告)	6
第 16 条	(工事監理)	6
第 17 条	(業務関係者に関する措置請求)	7
第 18 条	(設計等業務に係る検査、提出及び確認)	7
第 19 条	(要求水準書等と設計等業務の内容が一致しない場合の修補業務)	8
第 20 条	(建設リサイクル法)	8
第 21 条	(工事材料の品質及び検査等)	8
第 22 条	(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)	8
第 23 条	(支給材料及び貸与品)	9
第 24 条	(工事用地の確保等)	10
第 25 条	(要求水準書等及び設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	10

第 26 条	(条件変更等)	11
第 27 条	(要求水準書等の変更)	12
第 28 条	(本件業務の中止)	12
第 29 条	(著しく短い履行期間の禁止)	12
第 30 条	(受注者の請求による履行期間の延長)	12
第 31 条	(発注者の請求による履行期間の短縮等)	12
第 32 条	(履行期間の変更方法)	13
第 33 条	(契約金額の変更方法等)	13
第 34 条	(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)	13
第 35 条	(臨機の措置)	14
第 36 条	(一般的損害)	14
第 37 条	(第三者に及ぼした損害)	14
第 38 条	(不可抗力による損害)	15
第 39 条	(法令変更)	16
第 40 条	(契約金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更)	17
第 41 条	(検査及び引渡し)	17
第 42 条	(契約金額の支払)	17
第 43 条	(部分使用)	18
第 44 条	(債務負担行為に係る契約の特則)	18
第 45 条	(第三者による代理受領)	18
第 46 条	(契約不適合責任)	18
第 47 条	(発注者の任意解除権)	19
第 48 条	(発注者の催告による解除権)	19
第 49 条	(発注者の催告によらない解除権)	19
第 50 条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	20
第 51 条	(談合その他不正行為による発注者の解除権)	20
第 52 条	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	21
第 53 条	(受注者の催告による解除権)	22
第 54 条	(受注者の催告によらない解除権)	22

第 55 条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	22
第 56 条	(解除に伴う措置)	22
第 57 条	(発注者の損害賠償請求等)	23
第 58 条	(談合等の不正行為に係る損害の賠償)	24
第 59 条	(受注者の損害賠償請求等)	25
第 60 条	(契約不適合責任期間等)	25
第 61 条	(火災保険等)	26
第 62 条	(あっせん又は調停)	26
第 63 条	(仲裁)	26
第 64 条	(情報通信の技術を利用する方法)	26
第 65 条	(協議)	27
別紙 1	保険 (第 61 条関係)	28
別紙 2	建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項	29

平内町役場庁舎整備事業
設計・建設工事請負契約書（案）

第 1 条 （総則）

1. 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等及び設計図書並びに事業提案書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、要求水準書等及び設計図書並びに事業提案書を内容とする設計・建設工事請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
2. この契約書における用語の定義は、特にこの契約書で定義されている用語を除き、発注者及び優先交渉権者との間で締結された令和●年●月●日付基本協定書のとおりとする。
3. 基本協定、この契約書及び要求水準書等並びに事業提案書の各書類との間に齟齬がある場合、この契約書、基本協定、募集要項、要求水準書、募集要項等に対する質問及び回答書並びに事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。
4. 受注者は、次の各号に掲げる業務（以下総称して「本件業務」という。）につき、本庁舎につき設計・建設期間内（以下、「履行期間」という。）内に、それぞれ履行し、施設整備業務の目的物（設計等業務により作成される設計図書及び建設業務により建設される本庁舎を含み、以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、当該各業務の履行に係る代金を契約金額として支払うものとする。
 - (1) 施設整備業務（本庁舎）
 - ア 設計等業務
 - イ 建設業務
 - ウ 工事監理業務
 - エ 什器・備品等整備支援業務
5. 設計等業務、建設業務、工事監理業務及び什器・備品等整備支援業務は、それぞれ設計等業務を行う構成企業又は協力企業（以下併せて「構成企業等」という。）、建設業務を行う構成企業等、工事監理業務を行う構成企業等、什器・備品等整備支援業務を行う構成企業等が、受注者から委託を受けて行うものとする。
6. 調査、設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
7. 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
8. この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
9. この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
10. この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
11. この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別

の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

12. この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
13. この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
14. この契約に係る訴訟については、青森地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第2条（関連工事の調整）

発注者は、受注者の施工する工事（本庁舎に係る施設整備工事をいう。以下同じ。）及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条（契約金額内訳書及び業務工程表）

1. 受注者は、要求水準書等に基づいて、設計等業務着手に先立ち詳細工程表を含む設計等業務計画書を、本庁舎の着工に先立ち契約金額内訳書（以下「内訳書」という。）及び詳細工程表を含む施工計画書を、また、
2. 期限までにその他の工程表・計画書等（工事監理業務計画書を含み、設計等業務計画書及び施工計画書と合わせ、以下総称して「業務工程表」という。）をそれぞれ作成し、発注者に提出し、その確認又は承認を受けなければならない。
3. 内訳書及び業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第4条（契約の保証）

1. 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
2. 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
3. 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第57条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなけれ

ばならない。

4. 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
5. 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条（権利義務の譲渡等）

1. 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
2. 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第21条第2項の規定による検査に合格したもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条（一括委任又は一括下請負の禁止）

受注者は、設計等業務、建設業務、工事監理業務、什器・備品等整備支援業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、一括して構成企業等以外の第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

第7条（下請負人等の選定）

1. 受注者（構成企業等を含む。）は、下請契約又は再委託契約を締結する場合には、当該契約の相手方を平内町内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）又は建築資材を製造する工場を有する者の中から選定するように努めなければならない。
2. 受注者（構成企業等を含む。）は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を平内町内業者の中から選定するように努めなければならない。

第8条（下請負人等の通知）

発注者は、受注者に対して、下請負人及び再委託先の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第9条（受注者の契約の相手方となる下請負人等の健康保険等加入義務等）

1. 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）又は再委託契約の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
2. 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該業者と下請契約又は再委託契約を締結しなければ工事の施工又は業務の履行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入業者を下請契約又は再委託契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

第 10 条（特許権等の使用）

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 10 条の 2（著作権の譲渡等）

1. 受注者は、設計図書（第 39 条に規定する指定部分に係る設計図書を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までにおいて規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受注者が当該権利の一部を発注者に無償で譲渡することにより、発注者と受注者の共有とするものとする。
2. 発注者は、設計図書が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該設計図書の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該設計図書が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができるものとする。
3. 受注者は、設計図書が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、発注者は、設計図書が著作物に該当しない場合には、当該設計図書の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
4. 受注者は、設計図書（設計を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計図書を使用又は複製し、また、

この契約の規定にかかわらず当該設計図書の内容を公表することができる。

5. 受注者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、発注者と受注者とが協議して定める。
6. 発注者は、受注者が設計図書の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
7. 受注者は、構成企業等に設計を委託し、又は請け負わせるする場合には、前各号に定める規定を当該構成企業等が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

第11条（監督職員）

1. 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
2. 監督職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の統括管理技術者、現場代理人若しくは管理技術者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 要求水準書等及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 要求水準書等及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
3. 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
4. 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
5. この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

第12条（統括管理技術者）

1. 受注者は、発注者との協議責任者となる統括管理技術者を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。ただし、発注者において必要がないと認めるときは、この限りでない。
2. 統括管理技術者は、管理技術者、現場代理人及び主任技術者等を統括し、本件業務の推進

及び相互調整を行うものとする。

3. 統括管理技術者は、この契約の履行に関し、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第 17 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく本件業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。

第 13 条（管理技術者）

1. 受注者は、設計等業務に関して管理技術者を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。ただし、発注者において必要がないと認めるときは、この限りでない。
2. 管理技術者は、設計等業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

第 14 条（現場代理人及び主任技術者等）

1. 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者又は監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は監理技術者とし、それ以外の場合は主任技術者とする。ただし、同条第 3 項の工事に該当する場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者とし、同条第 4 項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）
2. 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う。
3. 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
4. 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
5. 現場代理人、監理技術者等（監理技術者又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第 15 条（履行報告）

受注者は、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

第 16 条（工事監理）

1. 受注者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の定めに従い、工事着工の前に自らの費用により工事監理者を設置するものとする。受注者は工事監理者をして、自らの責任にお

いて、工事を設計図書と照合させ、それが設計図書のとおりに実施されているか確認させなければならない。

2. 受注者は、工事監理者をして、工事着手前に工事監理概要書を発注者に提出させ、発注者の確認を得させなければならない。
3. 受注者は、工事監理者をして、発注者があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告させなければならない。また、発注者は、受注者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、受注者は工事監理者をして、受注者を通じ必要に応じ発注者に対して、工事監理の状況を報告させるものとする。

第 17 条（業務関係者に関する措置請求）

1. 発注者は、統括管理技術者、管理技術者又は現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
3. 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果につき、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
4. 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
5. 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果につき、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第 18 条（設計等業務に係る検査、提出及び確認）

1. 受注者は、設計等業務を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、設計等業務の成果物を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計等業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、設計等業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計等業務の完了とみなして前二項の規定を準用する。

第 19 条（要求水準書等と設計等業務の内容が一致しない場合の修補業務）

受注者は、設計等業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 20 条（建設リサイクル法）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 13 条第 1 項に基づく事項は、**別紙 2**のとおりとする。

第 21 条（工事材料の品質及び検査等）

1. 工事材料の品質については、要求水準書等及び設計図書に定めるところによる。要求水準書等及び設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
2. 受注者は、要求水準書等及び設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
3. 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
4. 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
5. 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

第 22 条（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

1. 受注者は、要求水準書等及び設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
2. 受注者は、要求水準書等及び設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
3. 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

4. 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
5. 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
6. 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第23条（支給材料及び貸与品）

1. 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等及び設計図書に定めるところによる。
2. 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4. 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
5. 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
6. 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
7. 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
8. 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
9. 受注者は、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、工事の完成、要求水準書等

及び設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10. 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
11. 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

第 24 条（工事用地の確保等）

1. 発注者は、本庁舎の用地を受注者が本件業務の実施上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
2. 受注者は、確保された本庁舎の用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 工事の完成、要求水準書等の変更等によって本庁舎の用地が不用となった場合において、当該本庁舎の用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該本庁舎の用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本庁舎の用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、本庁舎の用地の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5. 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第 25 条（要求水準書等及び設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

1. 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
2. 監督職員は、受注者が第 21 条第 2 項又は第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
3. 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合し

ないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4. 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第 26 条（条件変更等）

1. 受注者は、本件業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書及びこれらに対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等及び設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果、第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し、要求水準書等を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者が協議して発注者が行う。
5. 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 27 条（要求水準書等の変更）

発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 28 条（本件業務の中止）

1. 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは作業現場若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本件業務を実施できないと認められるときは、発注者は、本件業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、本件業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件業務の中止内容を受注者に通知して、当該各業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前二項の規定により本件業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が当該各業務の続行に備え作業現場及び工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 29 条（著しく短い履行期間の禁止）

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第 30 条（受注者の請求による履行期間の延長）

1. 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本件業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
2. 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 31 条（発注者の請求による履行期間の短縮等）

1. 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更

を受注者に請求することができる。

2. 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 32 条（履行期間の変更方法）

1. この契約の規定に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更理由が生じた日（第 30 条の場合にあっては、発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 33 条（契約金額の変更方法等）

1. この契約の規定に基づく契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
3. この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第 34 条（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

1. 発注者又は受注者は、履行期間内でこの契約の締結日から 12 か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
2. 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
3. 変動前残代金額及び変動後残代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
4. 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うこと

ができる。この場合においては、同項中「この契約の締結日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

5. 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
6. 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
7. 前二項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
8. 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 35 条（臨機の措置）

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
2. 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
3. 監督職員は、災害防止その他本件業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4. 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第 36 条（一般的損害）

工事目的物等の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件業務の実施に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 61 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第 37 条（第三者に及ぼした損害）

1. 本件業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなけ

ればならない。ただし、その損害（第 61 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2. 前項の規定にかかわらず、本件業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
3. 前二項の場合その他本件業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第 38 条（不可抗力による損害）

1. 工事目的物等の引渡し前に、天災等（要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物等、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 61 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
4. 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 21 条第 2 項、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項又は 0 第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち契約金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
5. 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 工事目的物等に関する損害
損害を受けた工事目的物等に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6. 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第39条（法令変更）

1. 受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことによりこの契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を発注者に通知しなければならない。かかる法令等の変更により、本件業務の内容の変更が必要となったときには、発注者及び受注者は、履行期間の変更につき協議する。
2. 受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本件業務の履行に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を通知し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。かかる協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて当該追加費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
(1) 法制度に関するもの		
ア 本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更	100%	0%
イ ア以外の法制度の新設・変更	0%	100%
(2) 税制度に関するもの		
ア 法人税等収益関連税の税制度の新設・変更	0%	100%
イ ア以外の税制度の新設・変更	100%	0%

3. 発注者が支払う契約金額に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。
4. 発注者は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、この契約を解除することができる。

第 40 条（契約金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更）

1. 発注者は、第 10 条、第 2 条、第 25 条から第 28 条まで、第 30 条、第 31 条、第 34 条から第 36 条まで、前条又は第 43 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計図書を変更することができる。この場合において、要求水準書等又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 41 条（検査及び引渡し）

1. 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
3. 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
4. 受注者は、第 2 項の検査によって工事の完成の確認を受けた後、令和●年●月末日までに工事目的物等を発注者に引き渡さなければならない。
5. 発注者は、第 2 項の検査による工事目的物等の完成確認後、工事目的物等の引渡しを受けた場合には、契約金額を受注者に対して支払うものとする。
6. 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

第 42 条（契約金額の支払）

1. 受注者は、前条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格し、同条第 5 項の要件を満たす場合には、契約金額の支払を請求することができる。
2. 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に契約金額を支払わなければならない。
3. 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるとときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日にお

いて満了したものとみなす。

第 43 条（部分使用）

1. 発注者は、第 41 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
2. 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
3. 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 44 条（債務負担行為に係る契約の特則）

1. 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。
 令和●年度 ●円
 令和●年度 ●円
 令和●年度 ●円
2. 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

第 45 条（第三者による代理受領）

1. 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
2. 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 42 条の規定に基づく支払をしなければならない。

第 46 条（契約不適合責任）

1. 発注者は、引き渡された工事目的物等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、工事目的物等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
2. 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3. 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。
 (1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第 47 条（発注者の任意解除権）

- 1. 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 49 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2. 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 48 条（発注者の催告による解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても当該各業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本件業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 46 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第 49 条（発注者の催告によらない解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。
- (2) 工事を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された本庁舎に契約不適合がある場合において、その不適合が本庁舎を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が工事目的物等の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないものであるとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し

なければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。
- (9) 第53条又は第54条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約又は建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第50条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第51条（談合その他不正行為による発注者の解除権）

発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をす

ることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

第 52 条（公共工事履行保証証券による保証の請求）

1. 第 4 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 48 条各号又は第 49 条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
2. 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 契約金額債権
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 37 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
3. 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
 4. 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

第 53 条（受注者の催告による解除権）

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第 54 条（受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 27 条の規定により要求水準書等又は設計図書を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 28 条の規定による本件業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 か月を超えるときは、6 か月）を超えたとき。ただし、中止が本件業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

第 55 条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 53 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第 56 条（解除に伴う措置）

1. 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡

しを受けた出来形部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2. 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
3. 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
4. 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
5. 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、本庁舎の用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、本庁舎の用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
6. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本庁舎の用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、本庁舎の用地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
7. 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第48条、第49条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第47条、第53条又は第54条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
8. 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第57条（発注者の損害賠償請求等）

1. 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に本件業務を完成することができないとき。
 - (2) 工事目的物等に契約不適合があるとき。

- (3) 第 48 条又は第 49 条の規定により、工事目的物等の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2. 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 48 条又は第 49 条の規定により工事目的物等の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物等の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
3. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
4. 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
5. 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止等法第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
6. 第 2 項の場合（第 49 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第 58 条（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

1. この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成企業）が、第 51 条各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
2. 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
3. 受注者が前二項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約日における支払遅延防止等法第

8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第 59 条（受注者の損害賠償請求等）

1. 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第 53 条又は第 54 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2. 第 42 条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止等法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を発注者に請求することができる。

第 60 条（契約不適合責任期間等）

1. 発注者は、引き渡された工事目的物等に関し、第 41 条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
2. 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
3. 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
4. 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
5. 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
6. 前五項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
7. 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
8. 発注者は、工事目的物等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の

規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9. 引き渡された工事目的物等の契約不適合
10. が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第 61 条（火災保険等）

1. 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を**別紙 1**に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
3. 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

第 62 条（あっせん又は調停）

1. この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者において不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会で発注者と受注者とが協議して管轄審査会と定めるもの（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 17 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第 63 条（仲裁）

発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第 64 条（情報通信の技術を利用する方法）

この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、

報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 65 条（協議）

この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（以下余白）

別紙1 保険（第 61 条関係）

1. 施設整備中の工事保険

保険契約者：建設事業者

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害（火災に対する補償も含むものとする）

補償限度額：設計・建設工事費

保険期間：本施設の着工日から引渡日まで

被保険者：建設事業者及び建設業務に当たる者

免責金額：1 事故あたり 10 万円以下

2. 施設整備期間中の第三者損害賠償保険

保険契約者：建設事業者

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人 1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円
対物 1 事故あたり 10 億円

保険期間：本施設の着工日から引渡日まで

被保険者：建設事業者及び建設業務に当たる者

免責金額：1 事故あたり 5 万円以下

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

以上

別紙2 建築士法第22条の3の3に定める記載事項

この書面での契約書とは、この契約書、要求水準書等及び設計図書を含むものとする。

- | | |
|--|---------|
| 1 対象となる建築物の概要 | 契約書のとおり |
| 2 業務の種類、内容及び方法 | 契約書のとおり |
| 3 設計又は工事監理の実施期間 | 契約書のとおり |
| 4 契約金額及び支払時期 | 契約書のとおり |
| 5 契約解除に関する事項 | 契約書のとおり |
| 6 (設計等業務の場合) 作成する設計図書の種類
(工事監理業務の場合) 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法 | 契約書のとおり |

7 設計・工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

【氏名】:

【資格】: () 建築士 【登録番号】

【氏名】:

【資格】: () 建築士 【登録番号】

(建築設備の設計・工事監理に関し意見を聴く者)

【氏名】:

【資格】: 建築設備士 【登録番号】

*従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

8 建築士事務所

名称

所在地

区分(一級、二級、木造) () 級建築事務所

開設者氏名

(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

9 業務の一部委託先

受託者の氏名又は名称

当該受託者に係る建築士事務所の

名称及び所在地

名称

所在地

一部委託する業務概要

(注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には契約変更の対象となるため、速やかに変更後の内容を記載したものを提出すること。

(注) 欄が不足する場合には適宜増やして記載すること。

以上